

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年1月29日に実施した社団法人相模原市歯科医師会並びに健康福祉局福祉部地域医療課及び保健所健康企画課に係る財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年4月26日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

## 1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

### (1) 通知があった日

平成23年4月19日

### (2) 市長が講じた措置の内容（全文）

歯科保健推進事業補助金の交付事務において、ご指摘いただきました事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。

当該補助事業につきましては、社団法人相模原市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との協議を行い、補助金の交付申請や実績報告書における補助対象の明確化を図り、補助対象事業に残額が生じた場合には市に返還をすることといたしました。

なお、平成21年度に交付しました補助金につきましては、補助対象事業において生じた残額391,140円が平成23年4月18日に歯科医師会より返金されました。

今後、補助金の交付事務に当たっては、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則等に基づき、より適正な事務執行を行います。

### （参考）

#### 財政援助団体等監査の結果

##### 1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成22年1月29日

##### 2 監査の結果

健康企画課が行った歯科医師会に対する財政援助（補助金）に係る財務に関する事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

歯科医師会では、歯科保健推進事業補助金（以下「本件補助金」という。）の対象事業経費については、高齢者等歯科保健医療事業歳入歳出予算に計上・執行をしており、財源は、本件補助金及び歯科医師会一般会計からの繰入金が主なものとなっている。

今回、補助金等実績報告書に添付された同事業歳入歳出決算書を確認したところ、執行残額は歯科医師会に戻入されるか、翌年度への繰越金として処理が行われている反面、本件補助金についての精算・返還は行われておらず、平成19年度にあっては、繰入金882千円のうち570

千円が、平成20年度にあつては、繰入金412千円全額が、歯科医師会に戻入されていた。

本件補助金の交付条件では、補助事業に要する経費は総事業費となっていること及び歯科医師会が歯科保健推進事業の実施主体として、当該繰入金を負担していることから勘案すると、執行残額が生じた場合、歯科医師会に対する当該繰入金の戻入よりも、市に対する補助金の返還が優先されるべきであると思料する。

補助金の交付事務に当たっては、歯科医師会との十分な協議に基づき、補助制度の趣旨にのっとり適正な執行管理をするよう努められたい。